

札幌市交通局物品・業務委託契約における押印省略等の取組みについて

札幌市交通局の物品・業務委託契約における事務手続きに際し使用する文書（以下「契約等文書」という。）について、市長部局と同様に、電子メールの利用及びそれに伴う押印省略（以下「押印省略等」という。）の取組みを実施することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1 押印省略等ができる主な契約等文書

- (1) 一般競争入札参加資格審査確認申請書
- (2) 入札等辞退届
- (3) 請書（札幌市交通局が認めた場合に限る。）
- (4) 完了届
- (5) （企画競争等）参加意向（資格）申出書

※ 詳細は、案件毎の入札説明書等をご確認していただくか、調達案件の担当者にお問い合わせください。

2 押印省略等を行う際に必要な要件（次の(1)~(3)の全てを満たす必要があります）

- (1) 電子メールによる提出であること。
- (2) 札幌市競争入札参加資格に登録されている「見積依頼用メールアドレス（物品・役務）（以下「見積用アドレス」という。）」から送信すること。
- (3) 札幌市交通局が指定しているメールアドレス宛てに送信すること。

※ 見積用アドレス以外のメールアドレスから送信された場合、再度、見積用アドレスから送信していただくか、押印した書面を提出していただく必要があるのでご注意ください。

3 取組み開始日

令和3年3月1日から開始いたします。

ただし、案件によっては押印省略等ができない場合もありますので、案件毎に担当者にご確認ください。

4 押印省略等ができない主な契約等文書

- (1) 契約書
- (2) 入札書・見積書
- (3) 委任状

※ 押印の無い入札書及び見積書は無効となるのでご注意ください。また代理人が入札等を行う場合に提出する委任状についても押印がない場合は無効となります。

5 留意点等

- (1) 閉庁時間に受領した文書の受付日
翌開庁日が契約等文書の受付日となります。
- (2) メールアドレスの管理
見積用アドレスは、契約締結権限（権限の受任者含む）を有する方が適正に管理してください。当該アドレスから受領した文書は、当該事業者から提出された文書として取扱います。
- (3) 見積用アドレスの変更について
見積用アドレスの変更が必要な場合は、契約等文書を提出する前日までに手続きを行ってください。ただし、他の変更（代表取締役等）もある場合は、これらの変更が完了するまでは見積用アドレスも変更されませんので、その場合は余裕も持った日程で変更手続きを行うようご注意ください。

～ 変更手続きに関する URL ～

https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/8_henko.html

【問い合わせ先】

交通局事業管理部総務課契約係

電話：011-896-2709